

庄内町の部活動改革の取り組み及び

「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」について

1 庄内町の部活動改革の取り組み

(1) 庄内町中学生地域クラブ登録規程

- 資料 ・ 概要説明資料
 ・ 庄内町中学生地域クラブ登録規程

(2) 当面の主なスケジュール（予定）

【令和5年度～令和7年度「改革推進期間」】

日 時	内 容
11/22	庄内町中学生地域クラブ登録規程 施行
2～3 月	地域クラブ指導者の推薦、委嘱 ※ (1) の登録地域クラブの指導者はクラブで委嘱
2 月上旬～	庄内町部活動改革検討協議会（部活動改革、ガイドライン見直し） コメっちわくわくクラブ（中学生クラブコース）会員募集
3/1	コメっちわくわくクラブ（中学生クラブコース）入会受付開始
4/1	「庄内町中学生地域クラブ登録規程」によるメリット運用開始 （施設使用料の減免・免除、放課後の移動に係る町営バスの無料利用、団体への交付金による支援） ※ 注：現在検討中であるため時期、内容等については現時点の見込みです。
4～5 月	各中学校の部活動・クラブ連絡会（部活動改革、ガイドラインの説明）
7 月	庄内町部活動改革説明会
R8. 4～	すべての部・クラブで地域クラブとして活動
年間	部活動改革コーディネーター設置（関係機関との連絡調整、相談受付等）

※11/1～ 地域クラブへ移行済（コメっちわくわくクラブ 陸上）

※コメっちへの地域クラブ加入登録および入会は随時受付も可。

※令和7年度県中体連への地域クラブ登録（登録期間：1月9日(木)～2月12日(水)）

2 「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」



◎今年度に入り、ガイドライン（活動時間、休養日）に反していると思われる事例が複数報告されている…

↑庄内町HP



指導者、保護者ともに、「ガイドライン設定の趣旨」を今一度ご確認いただき、ガイドラインの遵守をお願いします！

※山形県中学校体育連盟 令和7年度 地域クラブ活動 登録要項より抜粋

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日 スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること ※山形県中学校体育連盟 HP掲載

《参考情報》

- ・庄内町公式ホームページ
(部活動改革関連情報)



- ・山形県中学校体育連盟ホームページ
※11/14に令和7年度県中体連への地域クラブ登録についての
関連資料情報アップ



- ・スポーツ庁
(部活動改革ポータルサイト)



- ・文化庁



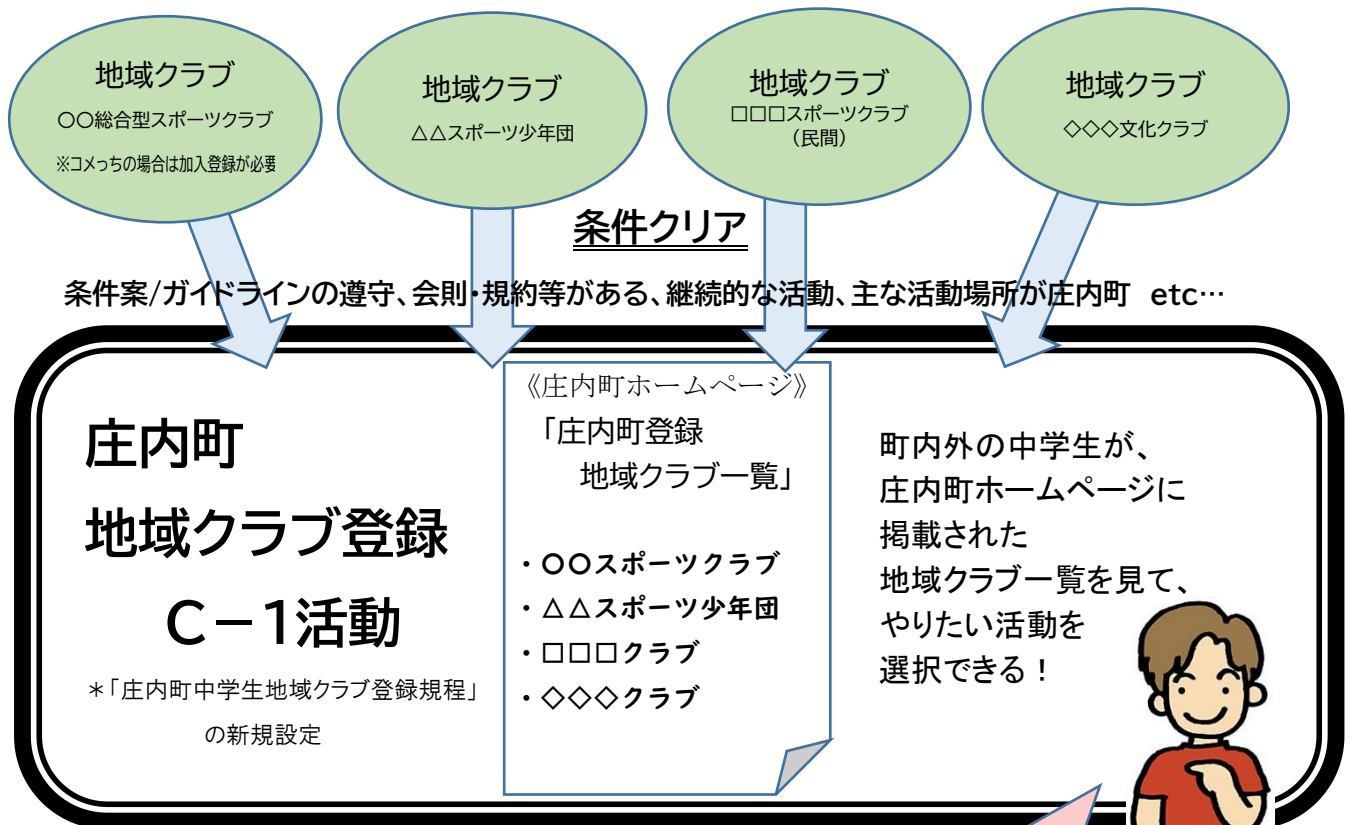
庄内町地域クラブ登録制度について-概要説明資料-

庄内町教育委員会

「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」を遵守する地域クラブを町で登録し、それらの中から町内外の中学生がやりたいスポーツや文化活動を選択し、活動できる仕組み。

◆実施 令和6年11月22日から

◆イメージ図(案)



◆庄内町地域クラブ登録することによるメリット(案)

※令和7年度からの運用に向け、現在検討中。

- ①施設使用料の減免・免除
- ②放課後の移動に係る町営バスの無料利用
- ③団体への交付金による支援

(使途：指導者謝金、資格取得経費、大会参加費・旅費、活動経費 など)

◆関連例規

庄内町中学生地域クラブ登録規程 (新規設定 R6.11.22 公布)

◆経過および今後について

- *10月開催の庄内町部活動改革検討協議会で協議。また近隣市町村の事例参考にしながら、登録条件など制度内容を検討。
- *地域クラブで指導者委嘱、謝金支払。ただし地域移行未実施の部・クラブについては、令和7年度においてはこれまでどおり町教委にて行う。
- *運用を検証しながら、必要に応じて見直していく。また、町の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づく見直しサイクルにあわせ、受益者負担の原則を踏まえながら、段階的に変更していく。

【注 意】

“中体連出場登録”とは
別です！

- ・県中体連の要項等により、別途所定の登録手続きが必要です。
- ・なお、この「庄内町中学生地域クラブ登録制度」への登録は、中体連登録に必要な「自治体の認可」に該当します。

庄内町中学生地域クラブ登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドラインを遵守する地域クラブを庄内町中学生地域クラブ（以下「中学生地域クラブ」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(団体要件)

第2条 中学生地域クラブとは、中学校の部活動の地域移行を目的とする地域の運営団体又は実施主体による団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地域のスポーツ活動団体
- (2) 地域の文化活動団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が認める団体

(登録条件)

第3条 中学生地域クラブは、次に掲げる条件を具備する団体でなければならない。

- (1) 本町を拠点に活動する団体であること。
- (2) 庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドラインを遵守する団体であること。
- (3) 団体の会則、規約等に基づいて役員が選出され、運営がなされていること。
- (4) 団体の会員が概ね5名以上で構成され、その過半数が町内の中学校の生徒であること（運動部の構成員は、それぞれの競技における試合成立のために必要となる員数を概ね満たしていること。）。
- (5) 団体の主たる活動場所が、町内の体育施設、学校施設、まちづくりセンター、庄内町文化創造館等であること。
- (6) 団体の活動が、年間を通して計画的かつ継続的であること。

(提出書類)

第4条 中学生地域クラブとして登録しようとする団体は、庄内町中学生地域クラブ登録申請書（様式第1号）にその団体の会則、規約等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項第1号に規定する申請書の再提出をしなければならない。

- (1) 団体の代表者に変更があった場合
- (2) 会員名簿に変更があった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

(登録)

第5条 教育委員会は、中学生地域クラブとして登録したときは、庄内町中学生地域クラブ登録書（様式第2号）により、当該中学生地域クラブの代表者に通知するものとする。

(登録期間)

第6条 前条の規定により登録された団体（次条において「登録団体」という。）の登録期間は、登録された日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条又は第4条の規定に反する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に教育委員会が認める場合
(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

庄内町中学生地域クラブ登録申請書

年 月 日

庄内町教育委員会 宛

申請者 住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年度庄内町中学生地域クラブとして次のとおり登録を申請します。

1 登録申請区分	(1) 地域クラブ登録 (2) 代表者・文書送付先変更 (3) 会員の変更 (4) その他 ()				
2 種 目					
3 主な活動場所					
4 代表者兼文書 送付先	住 所	〒			
	氏 名				
	電 話	自宅	携帯		
	メールアドレス				
5 地 域 ク ラ ブ 指 導 者	代 表 指 導 者	住 所	〒		
		氏 名			
		指導者資格	有 ・ 無	資格名	
	そ の 他 指 導 者	住 所	〒		
		氏 名			
		指導者資格	有 ・ 無	資格名	
	そ の 他 指 導 者	住 所	〒		
		氏 名			
		指導者資格	有 ・ 無	資格名	

(裏)

6 会員名簿

No.	氏 名	学 年	住所（市町村名）	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

※ 「1 登録申請区分」の欄は、該当する区分を○で囲んでください。

※ 個人情報については、登録資格及び名簿の確認を行うため提出いただくものであり、目的以外に使用することはありません。

※ 総合型スポーツクラブにおいては、競技種目ごとに申請してください。

様式第2号（第5条関係）

庄内町中学生地域クラブ登録書

第 号
年 月 日

様

庄内町教育委員会 印

次の申請団体について、 年度庄内町中学生地域クラブとして登録します。

住 所 又 は 所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
種 目	
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

令和7年度中体連主催大会への地域クラブ活動の参加について

○ 令和4年6月13日付日本中学校体育連盟発出「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について」に伴い、東北ブロックにおいて地域クラブ活動の参加について特例として認可⇒令和5年度より山形県中学校体育連盟主催大会でも参加資格を改定（令和7年度まで移行期間）

※ 地域クラブ活動とは、地域移行型クラブ・総合型クラブ・民間スポーツクラブ・スポーツ少年団などを指します（以下、クラブ）

令和6年度 実施内容

- ・ 参加特例として全ての競技についてクラブの参加が可能
- ・ 個人競技クラブ所属選手は「地区大会から」出場
- ・ 団体競技クラブチームは「県大会から」出場
（ハンドボール・体操・新体操・相撲は地区予選なし）
- ・ 個人競技「団体種目（団体戦）」は県大会から「ダブルス・リレー」は専門部判断
- ・ 地区大会から参加するときには、リレー・ダブルスともに同地区中体連内学校の在籍生徒で構成されていることが条件

令和7年度 前年度からの変更

- 前年度の大会運営・実施状況や全国中学校体育大会細則より、専門部細則の変更・修正
- 個人競技「ダブルス・リレー」の参加大会（地区・県）の再検討
- クラブ登録方法の変更 【R6】郵送→【R7】WEB申請もしくは郵送

【今後の見通し】

- R6.10月上旬～中旬 説明会予定【行政・競技団体・クラブ】
- R6.11月中旬 令和7年度クラブ登録関連情報HP掲載
- R7.1月中旬～2月中旬 クラブ登録期間
- R7.3月末 登録クラブ決定 → 報告・周知
- R7.4月上旬 登録クラブ一斉打ち合わせ会
- R7.4月上旬～5月中旬 クラブ参加選手大会参加区分報告書提出
- R7.6月上旬～6月中旬 必要に応じてクラブ予選（代表選出）

**クラブとして大会に参加するには
要件があります！！**



山形県中学校体育連盟に登録していること
「参加の特例」「参加資格細則」を満たしていること

その他・・・

- ① 豊かなスポーツ活動のための持続可能な活動であること
 - 勝利至上主義のクラブではないこと
 - 継続的な活動が見込まれること
- ② クラブ内で暴力・体罰・セクハラ等が一切ないこと
 - 指導者が懲戒処分を受けていないこと
 - 今後もないことを確約できること
- ③ クラブの予選（代表選出）を実施できること
 - 出場枠のある競技で、参加希望数が上回ったときに、同一競技の当該クラブ同士で実施することができること
 - 実施は、運営・経費負担等を含むことを了承していること
- ④ クラブとして大会に参加する意思があること
 - 引率・監督・大会協力員が拠出できること
 - 大会に関わる経費の支出ができること（上位大会含む）

団体競技で複数クラブの参加希望があった場合は、代表選出の後、競技団体の認可・推薦が必要です

- ※ クラブの参加に関することは全て県中体連HPにて周知



山形県中学校体育連盟HP
<https://www.cyutairen.jp/>

